

平成 30 年 5 月 5 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2017

課題番号：25380101

研究課題名(和文) 資金決済改革とクレジット・カード

研究課題名(英文) Reform of Settlement and Credit Card

研究代表者

尾島 茂樹(OJIMA, Shigeki)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：50194551

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：研究計画に従い、クレジット・カードの資金決済手段としての法的問題を多角的に検討した。その中でも、わが国特有の「チャージバック」に問題があることが認識できた。クレジット・カードが不正に使用された際、加盟店の処理に問題があればイシュアからアクワイアラアへいわゆる組戻しが請求されるものの、わが国のチャージバックの実行状況はクレジット・カードの不正使用防止の観点からは十分ではない。不正使用が放置されれば、わが国のイシュアが発行するクレジット・カードが不正使用の標的となる。これを避けるため、国際ブランドが採用するレベルのでチャージバックを国内でも実施していく必要がある。

研究成果の概要(英文)：Due to the Study Plan the legal problems were investigated and examined. It is found harsh criticism must be given to "Japanese charge back system". In the case credit card abuse "Japanese charge back system" doesn't work appropriately. Then Japanese credit cards may be a target of abuse. "Japanese charge back system" must be improved.

研究分野：民法

キーワード：クレジット・カード

1. 研究開始当初の背景

クレジットカードに関する従来の法的課題は、主に他人使用による不正使用がなされた場合の損失の負担のあり方であった。すなわち、クレジットカードが紛失・盗難され、カード・ホルダー以外の者によって不正に使用された場合、古くは、約款により損失はカード・ホルダーが負担することとされていた。しかし、現在では、盗難保険が付されていること、カード・ホルダーが適切に盗難届をしていること等を前提に、原則としてカード・ホルダーには請求されない仕組みとなっている。この意味では、この形の紛争は、法的紛争として表面化しない状況になっているものの、あいかわらず巨額の不正使用額が報告されていた（社団法人日本クレジット協会によると、平成24年第1四半期（1月～3月分）の不正使用被害額は、17.1億円、不正使用被害額に占める偽造被害額は、5.6億円であった）。

他方で、インターネットの急速な普及に伴い、インターネット取引も急速に増大していた。インターネット取引は、契約締結をオンライン上で行うのみで売買目的物は郵送・宅配されるものから、デジタル・コンテンツをオンライン上でダウンロードする形式により目的物の受け渡しもオンライン上で完結するものまで様々である。これらの代金決済手段として、クレジットカードが使われることが多い。

また、クレジットカード取引の国際化も急速に進んでいる。従来は、いわゆる国際ブランドと呼ばれるカード（VISA、MASTER、JCB）が海外旅行等の際に便利に使われてきたが、インターネットを通じて国際取引に使用される際に、相手方業者の存在そのものや所在場所が把握できないという問題点に加え、近時は、決済代行業者の存在が問題を複雑化させている。すなわち、そもそも、クレジットカード会社は、システムを構築する上で、消費者がクレジットカードを実際に利用する加盟店の獲得が不可欠である。他方で、加盟店の管理には多大なコストがかかる。そこで、加盟店として、いわば「孫加盟店」を管理する仕組みが構築できればクレジットカード会社として便利である。また、事業者にも、財務内容や取引内容から直接は加盟店となれない事業者が、決済代行業者を通じて加盟店となることができれば、ビジネス・チャンスが拡大する。このようにして、双方にメリットがあるので、決済代行業者が増加しているが、研究開始時には法的規制がなく、法的関係は当事者の契約にゆだねられていたため、不正使用と絡んで法的問題を生じさせていた。

さらには、平成24年6月21日付け日本経済新聞に掲載された「クレジット産業広告特集 新市場に挑む・クレジットカード」では、スマートホンによるクレジットカード決済がビジネス化され、また2010年の貸金業法

改正により、キャッシングが減少し、リボリング払いが増加していることが示されていた。

以上のことは、クレジットカードの資金決済手段としての役割が高まり、それに伴い、今後、法的紛争を生じさせる可能性を示している。このような紛争についてあらかじめ検討し、場合によっては予防的措置を講ずる必要があると考えたことがこの研究を構想する背景である。

2. 研究の目的

今後、ますます、クレジットカードの資金決済手段としての重要性が高まるものと考えられるが、相変わらず不正使用額が巨額である。従来の典型的な不正使用であったクレジットカードの紛失・盗難に起因する他人使用の不正使用ではなく、インターネット上で詐欺的にクレジットカードの仕組みが利用される場合や、そもそも国際的な規制がない故に契約当事者の契約にゆだねられている国際取引における加盟店や決済代行業者による詐欺的取引について未然に被害を防止する必要がある。

そこで、本研究では、決済手段としてのクレジットカードの機能をより安全なものとするために、資金決済手段としてのクレジットカードの将来像を法的観点から検討し、その問題点とともにクレジットカードの有用性を提示する。具体的には、たとえば、決済代行業者が間に入る取引について、決済代行業者の加盟店契約上の位置づけを検討し、加盟店や決済代行業者が不正行為をした場合の法的処理のあり方について提言するなどである。

本研究の特色、独創的な点及び予想される結果と意義は、以下の通りである。

従来のクレジットカードに関する民事法的観点からの研究は、主に他人使用による不正使用があった場合のカード・ホルダーの責任にあり方であった。ここでは、クレジットカード会社とカード・ホルダーが対立関係にあり、いずれがその損失を負うのかが問題とされていた。

これに対し、決済代行業者は、クレジットカード会社と加盟店の間を媒介する業務を行っているので、仮に決済代行業者による不正行為がなされた場合には、（決済代行業者の責任は、無資力・行方不明等の理由により事実上追求できないから）まず問題となるのは、クレジットカード会社と加盟店のいずれが損失を負担すべきかとなる（カード・ホルダーの責任は、問題とされるべきではないと考えられる）。その際には、決済代行業者の加盟店契約上の法的位置づけが問題となるが、比較的新しい業務であり、従来、ほとんど検討されていなかった。そもそも加盟店契約の研究もあまりなかったといえるが、このような観点から加盟店契約の検討は、本研究の特色であり、独創的な点といえる。

この点について予想される結果は、決済代行業者を、その業務形態により、加盟店契約の代理人と位置づけるものとクレジット・カード会社の代理人と位置づけるものに区別し、その法的効果を認めることである。すなわち、クレジット・カード会社にかわって加盟店をまとめて管理するような決済代行業者は、クレジット・カード会社の代理人と位置づけられ、逆に、加盟店になれないような事業者に代わって加盟店となり、取引を取り次ぐような決済代行業者は加盟店の代理人と位置づけられる。決済代行業者に不正行為がある場合には、これを前提に、伝統的な代理法理をアレンジした構成で処理できるのではないか。

また、加盟店が不正行為を行った場合も同様に検討する必要がある。

さらに、スマートホンによるクレジット・カード決済のように、ごく最近始まったものについては、まだ実態が確立していない。このような取引の状況を確認しつつ、検討することは、当然ながら、従来、なされておらず、この研究の特色である。

このような検討の結果、クレジット・カードの資金決済手段としての法的問題点を指摘し、その処理のあり方を提示する。これらの検討は、クレジット・カードの安全な発展に資することになる。以上を、本研究から予想される結果と意義とした。

3. 研究の方法

本研究は4年計画とし、それぞれ、基礎調査、包括整理、発展、総括と位置づけた。

1年目は、現在の資金決済手段としてのクレジット・カードの法的問題点を調査し、具体的問題点を明らかにした。たとえば、クレジット・カードの海外利用の増加に伴い、決済代行業者が加盟店のとりまとめを行うこともある。このような問題点について、関連機関への聞き取り調査やわが国の文献調査により法的問題点を精査するとともに、関連する諸外国の文献を収集し、基本的状況を把握することにより、この問題に関する検討のための基礎を固めた。

2年目は、1年目の検討結果を基礎に、わが国の状況、及び諸外国の状況を比較検討し、問題点についての包括整理、問題点の抽出を行った。

3年目は、1・2年目の基礎調査、包括整理に基づき、その結果に法的観点から検討を加え、研究課題への検討を深めた。

4年目は、3年間の検討結果を踏まえ、それらを総括し、研究成果を論文にまとめることとした。

なお、関連問題について割賦販売法の改正がなされるにともない、研究期間を1年延長し、決済代行業者の位置付けやチャージバックの意義について検討を継続した。

4. 研究成果

近時、重要な課題とされていた加盟店または決済代行業者による不正問題とその対応策について論文にまとめた。これによる結論としては、①加盟店の不正に対しては、イシューによるチャージバックが大きな防止機能を有すること、②わが国では、他の国と比べ、クレジット・カードのチャージバックが機能していないこと、③わが国独自のチャージバックを国際的な水準の内容としなければ、わが国のイシューが発行するカードが国際的な加盟店不正のターゲットとなってしまうこと、を指摘した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

「クレジット・カードのチャージバックに関する覚書」『加藤雅信先生古稀記念論文集』(信山社)

(書籍におさめられた1論文ではあるが、雑誌論文に準ずるものとしてここに掲げる)

[学会発表] (計0件)

なし

[図書] (計0件)

なし

[産業財産権]

なし

○出願状況 (計0件)

なし

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

○取得状況 (計0件)

なし

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者
尾島茂樹（名古屋大学大学院法学研究科・
教授）

研究者番号：50194551

(2) 研究分担者
なし（ ）

研究者番号：

(3) 連携研究者
なし（ ）

研究者番号：

(4) 研究協力者
なし（ ）